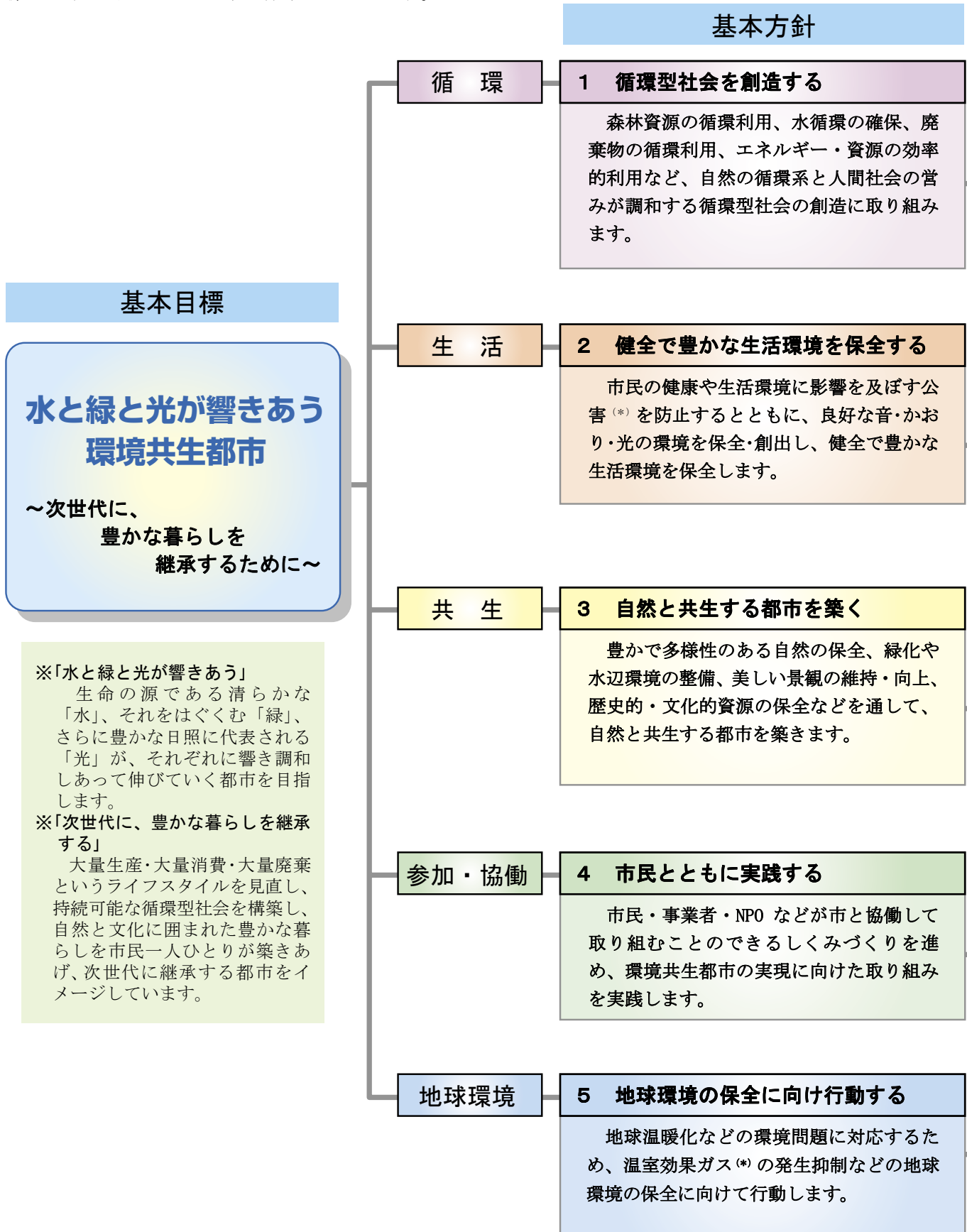


3 基本目標と施策の体系（施策の基本的方向）

環境に関わる5つの取り組むべき課題（循環、生活、共生、参加・協働、地球環境）を踏まえ、計画の基本目標及び本市が目指す環境の5つの基本方針を定めるとともに、この基本目標・基本方針に基づく施策の体系を整理します。



施策の基本的方向

- (1) 森林資源の利活用促進（林業の振興、木材の安定供給と需要拡大、森林資源を活用した新産業の創出）
- (2) 健全な水循環の確保（森林・農地が有する水源かん養（*）機能などの公益的機能の増進、地下水のかん養、地下水汚染対策の充実、用水の安定供給、水資源の有効活用）
- (3) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進（発生抑制・再利用・再生利用・拒否・再生品購入の推進、適正な廃棄物処理）
- (4) 産業廃棄物対策の推進（発生抑制・再利用・再生利用の推進、適正管理・適正処理の推進、資源循環システムの高度化、包括的な対応に向けた連携の推進）
- (5) 省エネルギーの推進（市民・事業者への意識啓発、省エネルギーに配慮した都市整備、交通部門における省エネルギーの推進）
- (6) 新エネルギーの活用促進（バイオマス（*）エネルギーの利活用、新エネルギーの導入促進）

- (1) 大気汚染対策の推進（固定発生源対策、移動発生源対策、アスベスト（*）の大気環境への排出防止、大気汚染状況の的確な監視）
- (2) 水質汚濁対策の推進（水質保全条例の運用、生活排水対策の推進、工場・事業所における排水対策の推進、非特定汚染源（*）対策の推進、土木技術による対策の推進、市民や各種団体との連携による活動の推進、水質汚濁状況の的確な監視）
- (3) 騒音・振動・悪臭対策の推進（自動車騒音・振動対策の推進、固定発生源による騒音・振動対策の推進、悪臭対策の推進、騒音・振動の的確な監視）
- (4) 土壌・地下水汚染の防止（土壌汚染対策の充実、地下水汚染対策の充実）
- (5) 有害化学物質などの対策の推進（汚染対策の推進及び有害物質の適正処理、化学物質の的確な監視）
- (6) 良好な音・かおり・光の環境保全（生活騒音・悪臭公害の防止、光害の防止、環境資源となる音・かおり・光の保全）

- (1) 森林・農地の公益的機能の増進（森林が有する水源かん養機能など公益的機能の増進、農地の保全、環境保全型農業の普及）
- (2) 河川・湖沼・海岸の環境保全（水辺の環境保全、生活排水対策の強化、工場・事業所などにおける排水対策の推進、非特定汚染源対策の推進、市民や各種団体との連携による活動の推進）
- (3) 生物多様性の維持（貴重な動植物の保護・保全、水と緑のネットワーク形成、身近な動植物の保護、動植物とふれあう場づくり、被害を及ぼす生物の管理・防除）
- (4) 水と緑に親しむ空間の創造（親しみやすい水辺づくり、身近な緑の保全と創造、自然とふれあう場と機会の確保）
- (5) 景観の保全と創造（総合的な景観行政の推進、魅力的な都市景観の形成、美しい自然景観の保全と創造、市民・事業者の合意・協力に基づく事業の推進）
- (6) 歴史的・文化的遺産の保全と活用（文化財保護の推進、歴史的・文化的遺産の活用）

- (1) 環境情報の整備と提供（環境情報の収集、環境情報の提供）
- (2) 環境教育・環境学習の推進（（仮称）環境教育基本方針の策定、環境教育・環境学習プログラムの拡充、推進体制の拡充）
- (3) 市民などの自主的な活動の促進（市民・団体などの活動の促進、市民マナー条例の運用、行政との協働の推進）
- (4) 事業者の自主的な活動の促進（事業者への活動支援、環境マネジメントシステム（*）の導入の促進、行政との協働の推進）
- (5) 市の率先行動の推進（環境に配慮した事務事業の推進、環境マネジメントシステムの継続的な運用）

- (1) 地球温暖化対策の推進（総合的な地球温暖化防止対策の推進、二酸化炭素の発生抑制対策の推進、二酸化炭素の吸収と固定、その他の温室効果ガスの排出抑制対策）
- (2) オゾン層保護対策の推進（フロン類対策の推進）
- (3) 酸性雨対策の推進（固定発生源対策、移動発生源対策、酸性雨調査の実施）
- (4) その他対策の推進（熱帯林保護対策の推進、国際協力の推進）